



## 新しい生活がスタート!! こんな契約、大丈夫!?

就職・進学・引越などで、慣れない生活をする中、いろんな人からたくさん声をかけられるけど、消費者トラブル大丈夫?



消費者教育推進大使  
県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

### 《 こんなところに気をつけよう! ”トラブル別” アドバイス 》

こんにちは!  
〇〇電力の者です



#### 知らない事業者がいきなり! “訪問販売”トラブル

◇ その場ですぐに契約せず、家族や身近な人、管理会社等へ相談する。不要な契約はきっぱりと断る。



#### 誰でも簡単に稼げる? “もうけ話”トラブル

◇ SNSの広告や、知り合った相手からのうまい話に飛びつかない。うのみにしない。



#### ネット回線などの電話勧誘 “通信契約”トラブル

◇ 勧誘してきた事業者の名前、料金プランやサービス内容をしっかり確認する。契約を変更する場合は契約内容をよく確認する。



● 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお近くの消費生活相談窓口、または、『消費者ホットライン188 (いやや) 番』に相談してください。

# 賃貸住宅の“原状回復”トラブルに注意!!

賃貸住宅を退去する際に、クロスや張替えや畳の表替えなど“原状回復”費用の負担に関するトラブルが起きています。住み始める時から「いつか出て行く時」に備えておきましょう。

## 契約時

- ✓ 原状回復やクリーニング費用について、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。



## 入居時

- ✓ キズや汚れを確認し、写真やメモで記録に残しましょう。備え付けの設備がきちんと動作するかも確認!

## 入居中

- ✓ 設備に不具合や故障が起こったらすぐに貸主側に連絡しましょう。

◇納得できない場合やトラブルになった場合は、**「消費者ホットライン 188」に相談してケロ!!**



消費者教育推進大使  
県消費生活センター  
キャラクター  
おたまちゃん & ジャックくん



## 「消費生活出前講座」の活用を!!

無料

実際のトラブル事例とその対処法をお話しします。町内会、高齢者サロン、学校、企業など、概ね10名様以上であれば**どなたでも**利用できます。

### 【こんなテーマでいかが? (一例)】

- 欲しいモノがあるときはよく考えよう ● 子どもの事故防止
- 若者に多いインターネットトラブル (架空請求・オンラインゲーム・通販など)
- 契約の基礎知識 ● 高齢者の消費者トラブル ● 多重債務に関する知識
- 環境にやさしいエシカル消費 ● 高齢者・障がい者などの見守りのポイント

申込み・問合せは、☎0235-66-5453 までお気軽にお電話ください。



## 4月・5月の消費生活法律相談日

- 4月 8日 (水) (午後1時 30 分から)
- 5月 13日 (水) (午後3時 30 分まで)

弁護士が**無料**でアドバイスします。  
相談時間はお一人様**30分**です。  
**事前予約**が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

## 庄内消費生活センター

〒997-1392  
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1  
(山形県庄内総合支庁内)  
《相談受付》午前9時~午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》0235-66-5451

ホームページはこちらから→

